

令和6年度 0・1・2歳児クラス 保育料基準額表（月額）

◎8月分までの保育料は前年度の市民税額で、9月分以降の保育料は当年度の市民税額を基に決定します。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料基準額(月額)		
階層区分	定 義	0・1・2歳児クラス		
		標準時間	短時間	
A 階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	
B1階層	市民税 非課税世帯	障がい児のいる世帯及びひとり親世帯 等	円 0	
B2階層			障がい児のいる世帯及びひとり親世帯 以外	円 0
C 階層	市民税課税世帯(所得割非課税世帯)		8,600 (4,300)	8,600 (4,300)
D1階層	市民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	10,000 円未満	10,700 (5,350)	10,500 (5,250)
D2階層		10,000 円以上 49,800 円未満	12,200 (6,100)	12,000 (6,000)
D3階層		49,800 円以上 51,600 円未満	14,000 (7,000)	13,800 (6,900)
D4-1 階層		51,600 円以上 57,700 円未満	16,000 (8,000)	15,800 (7,900)
D4-2 階層		57,700 円以上 58,800 円未満		
D5階層		58,800 円以上 67,800 円未満	18,000 (9,000)	17,700 (8,850)
D6-1 階層		67,800 円以上 77,101 円未満	21,000 (10,500)	20,700 (10,350)
D6-2 階層		77,101 円以上 85,800 円未満		
D7階層		85,800 円以上 103,800 円未満	24,000 (12,000)	23,700 (11,850)
D8階層		103,800 円以上 123,300 円未満	27,000 (13,500)	26,600 (13,300)
D9階層		123,300 円以上 141,300 円未満	29,000 (14,500)	28,600 (14,300)
D10 階層		141,300 円以上 159,300 円未満	32,000 (16,000)	31,500 (15,750)
D11 階層		159,300 円以上 195,300 円未満	35,000 (17,500)	34,500 (17,250)
D12 階層	195,300 円以上 279,300 円未満	41,000 (20,500)	40,400 (20,200)	
D13 階層	279,300 円以上	45,300 (22,650)	44,600 (22,300)	

保育料のしくみ

1 保育料の決定について

保育料は入所児童と生計を一にする父母等の市民税の税額の合計額により、決定されます。入所児童が、父母と、祖父母、曾祖父母又は兄弟姉妹等（以下「祖父母等」という。）と同居している場合は、原則として同居親族のうち最多所得者（父母のいずれかが最多所得者となる場合は父母）を「家計の主宰者」として認定し、児童の父母とその方の課税額を合計して保育料を決定します。

ただし、次に掲げる判断基準に基づき父母に一定の所得があると認めるとき等は、父母を「家計の主宰者」として認定します。

- ① 父又は母に前年度の市民税が課せられている。
- ② 父及び母の合計所得額が基準所得額（43万円×（父+母+子の数））以上である。
- ③ 父及び母の合計所得額が祖父母等における最高所得額者の所得以上である。
- ④ 父又は母が入所児童を社会保険各法に規定する被扶養者としている。

2 2人目以降の保育料について

- (1) () 内は、2人目の児童に適用します。
- (2) 同一世帯で2人以上の入所児童がいる場合（幼稚園等への入園児童を含む）、2人目の児童の保育料は基準額の2分の1（10円未満は切捨て）となり、3人目以降の児童は無料となります。なお、D4-1階層までの方は、扶養しているお子さんの年齢及び同居の有無に関係なく、2人目、3人目と数え、2人目は半額、3人目以降は無償となります。

3 ひとり親・障がい児（者）（※1）のいる世帯

D5階層までの1人目は半額、D6-1階層の1人目は9,000円、2人目以降は無償となります。なお、年齢、同居の有無に関係なく2人目、3人目と数えます。

※1… 障がい者手帳、療育手帳等の交付、特別児童扶養手当を受給されている場合。

4 減免について

保護者の経済状況の悪化（※2）などの理由により保育料の納付が困難な場合は、保育料の減免措置を設けております。

生活保護に該当する程度の世帯収入まで悪化した場合、減免の対象となる場合がありますので、該当すると思われる保護者の方は担当まで御相談ください。

※2… 「生計の中心者または保育料算定に含まれる世帯員が疾病、失職等により収入が著しく減少した場合」、「震災、風水害、火災その他のこれに類する災害によりその居住する家屋等に損害を受けた場合」等

※注意事項

保育料を算定する市民税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等の税額控除（調整控除は除く）を控除する前の税額で算定します。